

○桜井宇陀広域連合公文例規程

平成9年3月31日

訓令甲第4号

(趣旨)

第1条 この規程は、桜井宇陀広域連合（以下「広域連合」という。）の公文書における公文例を定めることに関し、必要な事項を定めるものとする。

(公文書の作成)

第2条 広域連合の公文書は、別に定めのあるもののほか、この規程の定めるところにより作成しなければならない。

(文書の種類)

第3条 文書の種類は、次のとおりとする。

(1) 例規文書

ア 法規文書

(ア) 条例 法令に違反しない限りにおいて、広域連合の事務について、議会の議決を経て制定するもの。

(イ) 規則 法令に違反しない限りにおいて、広域連合長（以下「連合長」という。）の権限に属する事務について制定するもの。

イ 公示文書

(ア) 告示 行政処分又は重要な事項について管内の全部又は一部に公示するもの

(イ) 告示 一定の事項を広く管内一般に周知されるもの

(ウ) 論告 一定の事項を注意的又は好意的に管内に注意させるもの

ウ 令達文書

(ア) 訓令甲 庁中一般又は特定の課等に対して事務処理若しくは服務等に関する一定事項について令達するもので例規となるもの

(イ) 訓令乙 (ア)の令達で例規とならないもの

(ウ) 達 個人又は団体に対し、特定の事項を一方的に指示し、又は命令するもの

(エ) 指令 個人又は団体からの申請その他の要求に対し指示し、又は命令するものであり、申請又は出願に対してその権限に基づいて許可、認可等の行政処分を行う場合及び補助金の交付に発するもの

(2) 往復文書

ア 照会 一定に事項について問い合わせるもの

イ 回答 照会に対して応答するもの

ウ 通知 一定の事実又は意思を特定の相手方に知らせるもの

エ 依頼 ある一定の行為の実現を特定の相手方に依頼するもの

オ 送付 書類その他の物件を相手方に送付するために発するもの

カ 報告 ある事実についてその経過等を上級の機関又は委任者に知らせるもの

- キ 通達 法令（条例等を含む。）の解釈、行政運用の方法、職務執行上の細目的事項を指示するもの
- ク 依命通達 連合長の補助機関がその命を受けて、自己の名で、代わって通達するもの。
- ケ 諮問 一定の機関に対して意見を求めるもの
- コ 答申 諮問を受けた機関がその諮問事項について意見を述べるもの
- サ 進達 経由文書を上級行政庁に取り継ぐもの
- シ 副申 進達する文書に意見を添えるもの
- ス 申請 許可、認可、承諾、補助等一定の行為を請うもの
- セ 願 一定の事項を願い出るもの
- ソ 届 一定の事項を届け出るもの
- タ 建議 附属機関がその属する行政機関やその他の機関に対して、その調査した事項に関して自発的に意見や希望を申し出るもの
- チ 協議 相手方の同意を求めるもの
- ツ 勸告 行政庁が組織上指揮命令できない関係にある者（他の機関又は私人）にその権限に基づき相手方の自主性を尊重しながら、ある事項を申し出てある処置を勧め促すもの

(3) 部内文書

- ア 伺 事務の処理に当たって上司の意思決定を受けるもの
- イ 上申 上司に対して意見又は事実を述べるもの
- ウ 内申 主として部内の人事関係事項について上申するもの
- エ 復命 上司から命ぜられた任務の遂行の結果を報告するもの
- オ 供覧 上司の閲覧に供するもの
- カ 回覧 職員相互に見せ合うもの
- キ 辞令 職員の身分、給与、職務等の異動についてその旨を記載して当人に交付するもの

(4) その他の文書

- ア 証明文
- イ 賞状、表彰状、感謝状
- ウ 書簡文
- エ あいさつ文
- オ 請願文、陳情文
- カ 契約書
- キ その他職員が職務上作成するもの

第4条 条例・規則を新たに制定するときは、次の各号の例による。

(1) 公布文

公布文は、法令を公布する旨の公布者の意思を表明する文書で、連合長が署名する。

- ア 公布文の初字は第2字目からとし、2行以上にわたる場合は、2行目からの各

すものとする。

ウ カッコ書きの条文が3条以上にわたっているときは、たとえば「(第1条—第4条)」と「—」でつなぎ、2条の場合は「第〇条・第〇条」と「・」でつなぐものとする。

目次

×第1篇×〇〇

××第1章×〇〇

×××第1節×〇〇

××××第1款×〇〇 (第〇条—第〇条)

××××第2款×〇〇 (第〇条・第〇条)

×××第2節×〇〇 (第〇条—第〇条)

××第2章×〇〇 (第〇条—第〇条)

××第3章×〇〇

×××第1節×〇〇 (第〇条—第〇条)

(中略)

×附則

(5) 本則

ア 本則が条で成り立っている場合の配字は、第1字目から「第〇条×〇〇」とする。

イ 条中の項は、第2項から項のうえに算用数字で2、3……と順を追って表示し、算用数字の位置は、その項の第1行第1字目とし、本文は、第1行目は第3字目から、第2行目以下は第2字目から書くものとする。

ウ 内容が簡単なものは、項のみとすることができる。この場合には、項が2項以上あるときは第1項から1、2、3……と表示し、項が1項のみのときは、項番号を付さない。

エ 条文の項の中において事物の名称等を列記する場合には、号を用いる。号は、(1)、(2)、(3)をもってあらわし、その配字は、第2字目からとする。号の中にさらに列記の必要があるときは、「ア、イ、ウ」を用い、その配字は、第3字目からとする。「ア、イ、ウ」の中をさらに細分する必要があるときは、「(ア)、(イ)、(ウ)」とする。

オ 見出しは、1条ごとに付するものとするが、連続する2以上の条文が同じ内容に属する事項を規定している場合には、前の条文にまとめて見出しをつけることができる。見出しは、条文の左上にかっこがきとし、かっこの左が第2字目の右の部になるようにするものとする。

カ 本則中に編、章、節等の区分がある場合の題名、章名、節名の配字は、編名の初字は第3字目、章名の初字は第4字目、節名の初字は第5字目とする。

キ 条例・規則中に他の法令名を引用する場合には、その法令の題名又は件名を掲

げ、その右に公布年月日及び法令番号をカッコ書きにするものとする。ただし、一の法令中に同一の法令名を2回以上引用する場合には、最初の引用の時だけ公布年月及び法令番号をカッコ書にする。

<p>× (○○) 第1条×○○ ×○○○○○○○。 2×○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○。 × (○○) 第2条×○○○○○○○○○○○○○○○○○○○。 ×(1)×○○○○○○○○○○○○○○○○○○○。 ×(2)×○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○。ただし、○○○○○○○○○○○○○○○○○○ ××○○○○○○○。</p>

(6) 附則

- ア 附則は、項に分けて規定するものとする。ただし、内容が複雑である場合には、条をおくことができる。そのときは附則だけであらたな条の番号をつけるものとする。
- イ 附則が項で成り立っている場合には、附則が1つの項のみのとき項は番号をつけず、2つ以上の項で成り立っているときは、第1項から1、2等の項番号をつけ、附則各項には、条の場合に準じ、見出しを付けるものとする。
- ウ 附則に規定すべき事項は、通常は、法令の施行期日に関する事項、既存の法令に関する事項、経過的措置に関する事項とし、そのほかに、時限法である場合には有効期限を定め、又は本則に書くことを適当としない臨時的な規定を設けるものとする。
- エ 附則における規定は、(ア) その条例・規則の施行期日に関する規定、(イ) 既存の条例・規則の廃止に関する規定、(ウ) その条例・規則の制定に伴う各規定の適用関係に関する規定、(エ) (ウ)以外の他の経過措置に関する規定、(オ) 既存の条例・規則の改正に関する規定、(カ) (オ)の改正規定に伴う経過措置に関する規定を設けることを通例とする。
- オ 附則の「附」の字は第4字目、「則」の字は第6字目とする。
- カ 文章は第2字目から書くが、項を設けたときは、第5号のイの例によるものとする。

<p>×××附×則 1×○○ ×○○○○○○○○○。 2×○○○○○○○○○○○○○○○○○○○。</p>

(7) 基本方式

呼 称	1 2 3 4 5 6	初字の位置 そ の 他
公 布 文	×桜井宇陀広域連合○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○ ○○○○をここに公布する。 ××平成○年○月○日 桜井宇陀広域連合長×○○○○○ 印 ×	(2字目) [折り返し] 1字目 (3字目)
条例・規則番号	桜井宇陀広域連合条例第○○号	(1字目)
題 名	×××桜井宇陀広域連合○○○○○○○○○○○○○○○○×××× ×××○○○条例	(4字目) [折り返し] 4字目
目 次	目次 ×第1編×○○ ××第1章×○○ ×××第1節×○○ ××××第1款×○○ (第○条—第○条) ××××第2款×○○ (第○条・第○条) ×××第2節×○○ (第○条—第○条) ××第2章×○○ (第○条—第○条) ××第3章×○○ ×××第1節×○○ (第○条—第○条) (中 略)	(1字目) (2字目) (3字目) (4字目) (5字目)
本 則 (見出し)	×附則 ××第1編×○○ ×××第1章×○○ ××××第1節×○○ ×××××第1款×○○ × (○○)	(2字目) (3字目) (4字目) (5字目) (6字目) (2字目)
(第1条第1項)	第1条×○○ ×○○○○○。	(一字目) [折り返し] 2字目
(第1条第2項)	2×○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○。 × (○○) 第2条×○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○。	(一字目)

(2) 複数の条例（規則）を同時に改正する場合

×××○○○条例（規則）等の一部を改正する条例（規則）
 ×（○○○条例（規則）の一部改正）
 第1条×○○○○条例（規則）（平成○年○月桜井宇陀広域連合条例（規則）第○号）
 ×の一部を次のように改正する。
 ××第○条中「○○」を「○○」に改める。
 ××第○条を次のように改める。
 ×第○条×○○○○○○○○○○○○○○○。
 ×（○○○○条例（規則）の一部改正）
 第2条×○○○○条例（規則）（平成○年○月桜井宇陀広域連合条例（規則）第○号）
 ×の一部を次のように改正する。
 ××第○条中「○○○」の次に「○○○」を加える。
 ×××附×則
 1×○○○○○○○○○○○○○○○。
 2×○○○○○○○○○○○○○。

(3) 全部を改正する場合

×××○○○条例（規則）
 ×○○○条例（規則）（平成○年○月桜井宇陀広域連合条例（規則）第○号）の全部
 を改正する。
 ×（○○）
 第1条×○○○○○○○○○○○○○○○。
 ×（○○）
 第2条×○○○○○○○○○○○○○○○。
 2×○○○
 ×○○○○○○。
 （中 略）
 ×××附×則
 1×この条例（規則）は、公布の日から施行する。
 2×○○○○○○○○○○○○○。

（備考）附則に条例（規則）を廃止する旨の規定を置かない。

第6条 条例・規則を廃止するときは、次の例による。

(1) 1の条例（規則）を廃止する場合

×××○○○条例（規則）を廃止する条例（規則）
 ×○○○条例（規則）（平成○年○月桜井宇陀広域連合条例（規則）第○号）は、廃
 止する。

×××附×則

1 ×○○○○○○○○○○○○○○○。

2 ×○○○
×○○○。

(2) 複数の条例（規則）を同時に廃止する場合

×××○○○条例（規則）等を廃止する条例（規則）

×（○○○条例（規則）の廃止）

第1条×○○○○条例（規則）（平成○年○月桜井宇陀広域連合条例（規則）第○号）

×は、廃止する。

×（○○○○に関する条例（規則）の廃止）

第2条×○○○○に関する条例（規則）（平成○年○月桜井宇陀広域連合条例（規則）

×第○号）は、廃止する。

×××附×則

1 ×○○○○○○○○○○○○○○○。

2 ×○○○○○○○○○○○。

(3) 廃止し、新たに制定する場合

×××桜井宇陀広域連合○○○条例（規則）

×（○○）

第1条×○○○○○○○○○○○○○○○

×××附×則

1 ×この条例（規則）は、○○○○○○○○から施行する。

2 ×桜井宇陀広域連合○○○条例（規則）（平成○年○月桜井宇陀広域連合条例（規則）×第○号）は、廃止する。

※ 新たな条例の制定に伴って、旧条例又は既存の他の条例を廃止するときは、前2号の規定にかかわらず、当該新条例の附則において廃止する。

第7条 訓令は、次の各号の例による。

(1) 新たに制定する場合

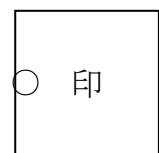
桜井宇陀広域連合訓令第○号

（訓令を受ける者） ×

×○○○○○規程を次のように定める。

××平成○年○月○日

桜井宇陀広域連合長 × ○ ○ ○ ○ 印 ×



×××○○○規程
× (○○)
第1条×○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○。

(2) 一部を改正する場合

桜井宇陀広域連合訓令第○号
(訓令を受ける者) ×
×○○○○○規程 (平成○年○月桜井宇陀広域連合訓令第○号) の一部を次のように
改正する。
××平成○年○月○日
桜井宇陀広域連合長×○ ○ ○ ○ 印 ×
×第○条中「○○」を「○○」に改める。

(3) 廃止する場合

桜井宇陀広域連合訓令第○号
(訓令を受ける者) ×
×○○○○○規定 (平成○年○月桜井宇陀広域連合訓令第○号) は、廃止する。
××平成○年○月○日
桜井宇陀広域連合長×○ ○ ○ ○ 印 ×

第8条 告示は、次の各号の例による。

(1) 新たに制定する場合

桜井宇陀広域連合告示第○号
×○○○○○条例 (平成○年○月桜井宇陀広域連合条例第○号) 第○条の規定に基づ
き、○○○を次のように定める。
××平成○年○月○日
桜井宇陀広域連合長×○ ○ ○ ○ 印 ×

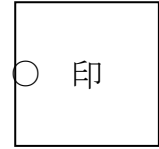
(2) 一部を改正する場合

桜井宇陀広域連合告示第○号

×○○○○○条例（規則）第○条の規定に基づき○○○（平成○年○月桜井宇陀広域連合告示第○号）の一部を次のように改正する。

××平成○年○月○日

桜井宇陀広域連合長×○ ○ ○ ○ 印 ×



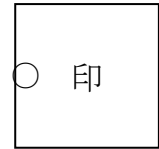
(3) 廃止する場合

桜井宇陀広域連合告示第○号

×○○○○○（平成○年○月桜井宇陀広域連合条例第○号）は、廃止する。

××平成○年○月○日

桜井宇陀広域連合長×○ ○ ○ ○ 印 ×



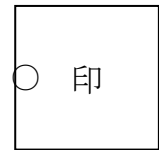
(4) その他の場合

桜井宇陀広域連合告示第○号

×○○○○○○○○を次のように定める（指定する。許可した。認可した。取り消した。登録した。）。

××平成○年○月○日

桜井宇陀広域連合長×○ ○ ○ ○ 印 ×



第9条 文書の様式は、次の各号の例による。

(1) 許可、認可、指令の場合

ア 文書番号は、左上方1字目から書きはじめる。

イ あて名は、用紙の中央から書き出して、終りは1字あける。あて名に住所等を記載するときは、用紙の中央の少し左から書き出し、終りは2字あける。

ウ 本文は、1字あけて書き出す。

エ 年月日は、左に2字あけて、だいたい終りが中央にくるようにする。

オ 連合長名は、左に寄せて書き出し、公印を押したあと、1字あくようにする。

カ 公印は、連合長名の最後の文字の中央にかかるよう押印する。

キ 契印は、原議を下にし、許可書等の上端中央に押す。

(許可、認可)

桜井宇陀広域連合許（認）第○号

○○○○○×○○○○×

×平成○年○月○日○○第○号で申請のあった○○○○○については、○○○○○○
条例（平成○年○月桜井宇陀広域連合第○号）第○条第○号の規定に基づき許可（認
可）する。

××平成○年○月○日

桜井宇陀広域連合長×○ ○ ○ ○ 印 ×

(指令)

桜井宇陀広域連合指令第○号

○ ○ ○ ○ ×

×○○○○○○○条例（平成○年○月桜井宇陀広域連合第○号）第○条第○号の規定に
基づき、○○○○○○○、次の○○を○○する。

××平成○年○月○日

桜井宇陀広域連合長×○ ○ ○ ○ 印 ×

(命令書)

桜井宇陀広域連合指令第○号

○ ○ ○ ○ ×

×××○○○○○○○命令書

×平成○年○月○日桜井宇陀広域連合指令第○号で○○○○○○○○○については、○
○○○○○条例（平成○年○月桜井宇陀広域連合第○号）第○条第○号の規定により、
次のとおり○○を命ずる。

××平成○年○月○日

桜井宇陀広域連合長×○ ○ ○ ○ 印 ×

記

(2) 一般文書の場合

ア 文書番号は、用紙の中央やや右から書き出し、終りは1字あける。

イ 年月日は、文書番号の下の行に、文書番号と書き出しをそろえて書く。ただし、本文の下の行に記する日付は、初字が3字目にくるようにする。

ウ あて名の書き出しは、1字あける。

エ 連合長名は、用紙の中央やや右から書き出し、公印を押したあと、1字あくようにする。庁内文書には、あて先、発信者名とも職名のみを記入し、氏名は、用いない。

オ 公印は、連合長名の最後の文字の中央にかかるように押印する。

カ 標題（件名）は、3字あけて書き出し、書ききれないときは、その行の終りを2字あけて行を改める。この場合、（通達）、（照会）、（回答）、（報告）の文書の種類を明らかにする。

キ 「なお書き」及び「おって書」は、行を改める。この場合、両方を使うときは、「なお書」を先にする。

「下記のとおり」「次の理由により」などの下に書く「記」「理由」などは、中央に書く。

契印は、原義を下にし、発送文書の上端中央に押す。

（一般往復文書）

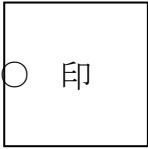


〇〇〇第〇〇〇号×

平成〇年〇月〇日×

×〇〇県知事×〇〇〇〇様

桜井宇陀広域連合長×〇 ○ ○ ○ 印 ×



（氏 名）

×××〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇について（申請）（通知）（照会）（回答）××
（報告）

××このことについて次のとおり（別紙のとおり）申請します。（通知、照会、回答、
送付、報告します。）

×なお、〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇。

記

1 ×〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇。

2 ×〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇。

×(1)×〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇。

××ア×〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇。

×××(ア) ×〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇。

(3) 文書のとじ方

文書は、左とじとする。

(4) 用紙

用紙は、特別の事情があるものを除き、日本工業規格によるA4判を用い、これにより難いものについてはA5判又はA6判を用いることができる。この場合用紙は原則として縦長にして用い、かつ、用紙の両面を用いるものとし、必要に応じて用紙の片面のみを用いることができる。

附 則

この規程は、公布の日から施行する。